2011年は、日本国および日本国民にとって、極めて過酷な年であった。いうまでもなく、2011年3月11日の東日本大震災と福島「原発震災」と、それを起因とするさまざまな「震災事象」を指している。日本が、いかに「震災有事」に弱い国であるかを、あからさまに証明して見せてしまった露骨に酷薄な政治の責任だけではなく、それを放置してきたわれわれ国民自身の責任が、現世代ばかりでなく後世代に対しても、問われるところである。われわれが、いわば「無事」と「有事」の政治・行政のあり方を考え直さなければならない「転換」の時代に直面していることは間違いなかろう。

法学研究所が、この「転換」の時代の中で、シンポジウム「ドイツでは、なぜ脱原発の決定にいたったのか?」を、社会科学研究所および今村法律研究室と共催できたことは、今年度特筆すべき事柄のひとつである。ドイツは、まさに福島「原発震災」の直後、いちはやく脱原発の政治的決断を行い、維持可能な再生エネルギーへの「転換」の第一歩を踏み出した。ブレーメン大学のゲルト・ヴィンター教授には、この脱原発までの経緯、脱原発をめぐる政治的・法的問題等について、有意義なご講演をいただいた(通訳および解説は、早稲田大学の楜澤能生教授にお世話になった)。本学の広渡清吾教授には、ヴィンター教授のご講演を受けて、われわれがいま考えるべき「エネルギー転換」にかかる諸課題をご提示いただいた。いずれのご講演内容も示唆に富むものであり、現世代ばかりでなく、後世代への責任の一端を果たせる内容であったものと確信する。われわれの課題は、ここで提示された問題にかかわって、今後、どのように考え、どのような具体の行動をとるべきかということであろう。本書は、原発問題の特集を行っている。シンポジウムの記録とともに、この特集

が「転換」の時代を熟慮いただく素材のひとつになれば幸いである。

さいごに、法学研究所にとっては残念なことであるが、今年度は、多くの先生方をご退職でお送りすることになる。石川一雄、岩井宣子、小出錞一、高木侃、高橋清徳、古川純および前島孝の各先生方である。先生方の長年にわたる本学教育・研究へのご貢献に感謝し、とくに法学研究所へのご支援・ご鞭撻に感謝を申し上げ、先生方の益々のご発展を心からお祈りして、本書の序文に代えたい。

2012年2月

法学研究所所長 白藤博行